

愛知県スポーツ推進計画（改訂版）について

このことについて、愛知県スポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン」
を改訂しましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成30年3月28日

保健体育スポーツ課

いきいきあいち スポーツプラン

～ 豊かなスポーツライフの創造 ～

(改 訂 版)

平成 30 年 3 月

愛 知 県

愛知県教育委員会

はじめに

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改定するもので、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とうたっています。

スポーツは、世界の人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣の違いを超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つです。また、スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済的効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かせないものです。

本県では、平成15年から「スポーツあいち さわやかプラン ―21世紀の豊かな生涯スポーツ社会を築くために―」に沿ってスポーツ振興を図ってまいりました。プラン策定から10年を経過した平成25年3月には、社会環境や価値観、県民のスポーツに対する意識の変化に対応し、一層豊かで活力に満ちた「スポーツ愛知」を実現するため、平成25年度を初年度とする新たなスポーツ推進計画「いきいきあいちスポーツプラン ～豊かなスポーツライフの創造～」を策定いたしました。

このたび、中間年における見直しを行うに当たりましては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、愛知・名古屋での2026年アジア競技大会の開催決定など、本県を取り巻くスポーツ環境の変化や、平成29年3月に策定された国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌し、パブリックコメントによる県民の意見等を踏まえるとともに、愛知県スポーツ推進審議会における審議を経て改訂を行いました。

今後も引き続き、このプランにより、一人でも多くの県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、学校体育・スポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ並びに障害者スポーツの発展を目指してまいります。

平成30年3月

愛 知 県
愛知県教育委員会

目 次

I 「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」の基本的な考え方	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の趣旨	2
4 計画期間	2
5 計画の推進方針	2
II 「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」の基本施策	
1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実	3
(1) 幼児期からの運動習慣の確立	3
(2) 学校と地域における子どもの体力向上への取組	4
(3) 学校における体育に関する活動の充実	4
(4) 持続可能な運動部活動の推進	5
(5) 安全指導・安全教育の充実	6
2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	7
(1) 若者を始めとした成人のスポーツ参加機会の拡充	7
(2) 高齢者の体力づくり支援	8
(3) 障害者のスポーツ活動の推進	9
(4) スポーツにおける安全の確保	11
3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	12
(1) 総合型クラブの育成支援	12
(2) 子どものスポーツ環境の充実に向けた総合型クラブと学校との連携	13
(3) 地域のスポーツ指導者・クラブマネージャー等の養成及び活用促進	13
(4) 地域スポーツ施設の充実と学校体育施設の有効活用の促進	14
(5) 地域スポーツと企業・大学等との連携・協働	15
4 競技力の向上を目指す取組の推進	16
(1) ジュニア選手の発掘・育成・強化	16
(2) トップアスリート（チーム）の強化・連携・活用	16
(3) スポーツ指導者及び審判員等の養成	17
(4) 障害者スポーツの競技力向上	18
(5) スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上	19
(6) 国際競技大会等の開催等	20
(7) スポーツ行政の今後の在り方について	20

参 考 1

「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」(改訂版)
の概要 21

参 考 2

「スポーツあいち さわやかプラン」(平成15年度～平成24年度)の主な成果と
課題 25

参 考 3

スポーツに関する県民の意向調査(抜粋) 29

参 考 4

県政世論調査の結果について(抜粋) 34

参 考 5

国のスポーツ推進施策 41

愛知県スポーツ推進審議会委員名簿 43

愛知県スポーツ推進計画策定委員等名簿(平成24年度) 44

愛知県スポーツ推進計画検討委員会委員名簿(平成29年度) 44



I

「いきいきあいち スポーツプラン ～豊かなスポーツライフの創造～」の 基本的な考え方

1 計画策定の背景

本県では、平成15年から、当時の社会環境や県民のスポーツに対する意識の変化に対応し、一層豊かで活力に満ちた「スポーツ愛知」を実現するために策定した「スポーツあいち さわやかプランー21世紀の豊かな生涯スポーツ社会を築くためにー」（以下「前プラン」という。）に沿って、スポーツの推進を図ってきました。

その結果、国民体育大会における総合成績上位入賞や、学校体育・地域スポーツの充実、指導者の養成、ドーピング防止活動の推進など、計画全体の目標のおよそ8割を達成することができました。しかしながら、成人の週1回以上のスポーツ実施率や、総合型地域スポーツクラブの創設、子どもの体力の向上などについては、目標を達成できなかったとはいええない状況であり、次代への課題となっています。

近年、少子高齢化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化が進行しているほか、情報化や急速なグローバル化に伴う雇用環境の変化など、人々を取り巻く社会環境は急激に変化しています。

そのため、精神的なストレスの増大や運動不足による生活習慣病の増加、コミュニケーション能力の低下など様々な問題が出てきており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が大きな課題となっています。

一方では、価値観やライフスタイルの多様化が進み、暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさを求めようとする意欲が高まっています。

こうした社会状況において、スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすとともに、わたしたちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促してくれるものです。また、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済効果が期待されるなど、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠くことのできない存在となっています。

このような中で、本県では、平成25年3月に新たなスポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン」を策定し、その具現化に向けて、様々な取組を推進してまいりました。その間の平成25年9月に東京2020オリンピック・パラリンピック開催が、また、平成28年9月には2026年アジア競技大会の本県開催が決定し、平成29年10月には日本初開催のセーリングワールドカップ愛知・蒲郡大会が開催されました。今回、スポーツ推進計画の中間見直しを行うに当たっては、さらに愛知のスポーツを推進していくため、こうしたスポーツを取り巻く課題や変化する社会の動向を見極めるとともに、平成29年3月に策定された国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけるものです。

3 計画の趣旨

県民一人一人がそれぞれのライフステージや興味・関心等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、活力ある「スポーツ愛知」を実現するための基本的な方向性を示すものです。

4 計画期間

平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間です。

5 計画の推進方針

本県のスポーツの現状を捉えながら、引き続き次の4つの基本施策で推進します。

【基本施策】

- 1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 4 競技力の向上を目指す取組の推進



Ⅱ

「いきいきあいち スポーツプラン ～豊かなスポーツライフの創造～」の 基本施策

1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

本県の子どもの体力については、昭和60年頃を頂点に、低下傾向が続いていましたが、現在は体力低下に歯止めがかかってきた状態です。

しかし、体力水準が高かった昭和60年頃と比べると依然として低い状況であるとともに、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められています。

このような中で、子どもが幼児期から運動に親しむ習慣を身に付け、体力を高められるよう学校や地域において体育・スポーツの充実を図るとともに、生涯にわたって運動を継続していけるような環境整備に努め、今後5年以内に子どもの体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指します。

(1) 幼児期からの運動習慣の確立

幼児期において、体を動かす遊びを中心とした身体活動を十分にすることは、生涯にわたって健康を維持し、積極的に活動に取り組み、豊かな生活を送るための基盤づくりになります。

特に幼児期には、保護者の運動への理解と意識の向上や、保護者が子どもと一緒に運動することが大切です。県は、保護者を始め幼児に関わる人々が、幼児期の運動を正しく理解し、実施していけるように支援します。

ア 保護者への啓発活動の推進

「ライフステージに応じた運動プログラム^{*1}」など親子が一緒になって体を動かす遊びや運動に関する情報を広く伝えるなど、幼児期における遊びの重要性について、保護者の意識を高めるための啓発活動に努めます。

イ 幼稚園や保育所などにおける身体活動の取組

幼児期においては、子どもの興味・関心に基づいた自発的な遊びのかたちでの運動経験が効果的です。幼稚園教諭や保育士が屋内外において様々な運動遊びを自立的・自発的に行えるよう支援するとともに、望ましい運動習慣を身に付けさせるための取組を推進します。

ウ 地域における遊び場の環境整備

幼児期の子どもが安全に遊べる場所（公園・広場）を有効活用します。また、親子で参加できる運動や遊びの機会を拡充し、積極的に情報発信します。

*1 「ライフステージに応じた運動プログラム」とは、県教育委員会が平成28年度に作成した、県民一人一人が生涯にわたって健康の保持増進を図るとともに、スポーツの力で輝き、前向きで活力ある生涯スポーツ社会づくりを目指すための運動プログラムであり、「幼児（親子）編」、「成年編」、「高齢者編」がある。

(2) 学校と地域における子どもの体力向上への取組

学校での体育的活動や地域における運動・スポーツの実践は、子どもの体力向上の基盤となるものです。学校と地域の連携を更に進めていき、子どもの体力の向上を図るとともに、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するよう努めます。

また、児童生徒の体力、運動能力・運動技能の向上には、指導者の指導力向上が重要です。県は、教員の指導力向上を図るとともに、外部の指導者を効果的に活用します。

ア 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を検証し、児童生徒の体力向上に向け、県が独自に作成した「体力向上プログラム*²」の普及を推進し、自ら進んで運動に親しみ、体力を高められるような児童生徒の育成に努めます。また、体育担当教員を対象とした講習会等を充実させ、効果的な指導に努めます。

イ 体力の優れた児童生徒に体力章を交付したり、学校教育活動全体を通して体力向上に優れた成果を上げた学校を顕彰したりする「体力づくり推進事業」について、意義とこれまでの成果を踏まえて継続していきます。

ウ 児童生徒が学校だけでなく、日常生活においても体を動かし、スポーツに親しむことができるように、親子で運動に親しむ取組の充実に努めます。

エ スポーツ少年団等の各種スポーツ団体が子どものスポーツ機会の提供に努め、多様なスポーツ活動が効率的、効果的に行われるための取組を推進します。

オ 特別な支援が必要な児童生徒の学校体育に関する活動を推進するため、学校と地域のスポーツ関係者の連携を促進します。

カ 学校と地域のスポーツクラブや障害者スポーツ団体等との連携を更に進め、授業、部活動等に地域のスポーツ指導者を積極的に活用し、多様なスポーツ活動が効率的、効果的に行われるよう努めます。

(3) 学校における体育に関する活動の充実

学校における体育に関する活動は、全ての子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための基礎となります。

児童生徒が運動を好きになるような魅力ある授業づくりへの取組や、学校教育活動全体を通じた体力づくりを更に推進していくことが必要です。

*2 「体力向上プログラム」とは、県教育委員会が平成22年度に作成した「子どもの体力向上運動プログラム（小学校低学年・中学年向け）」及び平成25年度に作成した「子どもの体力向上運動プログラム（小学校高学年向け）」、平成28年度に作成した「体力向上運動プログラム（中学生向け）」、平成27年度に作成した「高校生の体力向上運動プログラム」である。

- ア 体育の授業では、児童生徒の発達段階に応じて体を動かす楽しさや心地よさ、達成感を味わわせ、運動好きな児童生徒を増やすとともに、各種の運動を通して基礎的な運動能力や運動技能の定着に努めます。また、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育成し、学校卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続できるよう学校体育の充実を図ります。
- イ 児童生徒が運動を好きになり、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を身に付けられるよう、教員の指導力向上を図る専門的な研修会・講習会の充実に努めます。
- ウ 学校の教育活動全体を通じて、体育に関する活動の充実を図るため、学校の実情に応じて体育の専科教員を配置するなど、教員の効果的な配置を進めます。
- エ 体育・運動部活動指導のための教材や実技指導資料の作成・配付・活用を進めます。
- オ 児童生徒が楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、市町村と連携し、学校の実態に応じて、体育施設、設備、用具、遊具の整備に努めます。
- カ 特別な支援が必要な児童生徒に対する学校の体育に関する活動について、障害の種類や程度に応じて参加できるようにするための適切かつ効果的な指導を推進します。また、特別支援学校と小・中・高等学校との連携を図り、体力づくりについて相互の交流が活発に行える体制づくりを進めます。
- キ 小学校全体の体育の授業計画を作成したり、担任とティームティーチングで体育の授業に取り組んだりする人材など、地域のスポーツ指導者を活用するための環境整備を進め、体育の授業の充実を図ります。

(4) 持続可能な運動部活動の推進

運動部活動は、スポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教員等との密接な触れ合いの場として大きな意義を有する活動です。その意義を踏まえつつ、スポーツ医・科学や教員の多忙化解消の観点から、「部活動指導ガイドライン」を作成し、運動部活動の適正化を図り、より効果的で持続可能な教育活動となるよう努めます。

- ア 運動部活動の適正化には、指導者の役割が大きなウエイトを占めます。県は、運動部活動の指導ができる教員や地域のスポーツ指導者の効果的な配置を進めます。
- イ 運動部活動を通じた魅力と特色ある学校づくりを支援します。
- ウ 児童生徒の心身の成長についての理解を深め、試合の勝利のみにこだわることなく、スポーツの楽しさや素晴らしさを伝えることができる教員や地域のスポーツ指導者を育成します。

- エ 部活動指導員*³など地域のスポーツ指導者を活用するための環境整備を進め、部活動指導体制の充実を図ります。
- オ 児童生徒の個性やニーズ、学校の状況に応じて「複数校合同部活動」や「複数校合同チーム」による大会参加など、柔軟な運営が今後より一層進むように努めます。
- カ 競技団体や企業、大学等との連携を深め、学校にトップアスリート等を派遣する取組をより一層進め、教員の指導力向上と児童生徒の意識の高揚を図ります。

(5) 安全指導・安全教育の充実

体育の授業や運動部活動等、学校の体育に関する活動を安心して行うためには、事故防止やスポーツ障害の予防・早期発見など安全面での更なる配慮・工夫が必要です。

こうしたことを踏まえ、スポーツ事故の防止やスポーツ障害等の予防・早期発見、安全指導、安全管理の向上に努めるとともに、児童生徒への安全教育の充実を図ります。

ア スポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防

- (ア) スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故の防止や、スポーツ障害の予防・早期発見に関する知識の普及啓発を図るための研修会の充実を図ります。
- (イ) 学校とスポーツドクター*⁴、地域の医療機関等の専門家との連携を推進し、スポーツ活動中の事故や外傷、障害等の防止・軽減に努めます。

イ 安全指導・安全管理

- (ア) スポーツの安全性の向上や事故防止等に関する教員研修の充実を図り、より安全な指導ができるようにします。
- (イ) 学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検や適切な保管管理に関する啓発に努めるとともに、体育施設・設備の整備に努めます。
- (ウ) 学校における体育・保健体育の授業や、部活動及び教育活動全般を通じて、児童生徒に対し、スポーツ事故やスポーツ障害の予防に関する安全教育の充実を図ります。
- (エ) スポーツ施設にAEDを設置することは、人命救助に大きく寄与するため、児童生徒がスポーツを行う公共施設にAEDの設置を推進していくとともに、利用方法等の研修会の充実を図ります。

* 3 「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則に明記された、中学校、高等学校等において部活動の指導、大会への引率等を行うことを職務とする外部指導者である。

* 4 「スポーツドクター」とは、スポーツ医学に関する十分な知識を有し、スポーツで生じた障害や外傷、疾病を診断し治療する医師。(公財)日本体育協会、(公社)日本医師会等の公認証を持ち、トレーニングや健康管理の指導も行う。

2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

子どもから大人、高齢者や障害のある人など、県民の誰もがそれぞれの年齢や技術、体力、男女の性差、興味・目的などに応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことは、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、欠かすことのできないものです。

このような観点から、県は、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、県が策定した「ライフステージに応じた運動プログラム」を普及・活用するとともに、スポーツ環境の整備に取り組みます。

(1) 若者を始めとした成人のスポーツ参加機会の拡充

県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努め、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%^{*5}、(障害のある人は40%)、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標に掲げ、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

ア 家族で参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催

県・市町村や各競技団体が連携し、親子や家族が共に参加することができるスポーツ教室や、愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル等のスポーツイベントを開催することで、スポーツ未実施者やスポーツが苦手な人がスポーツに参加するきっかけとなるよう努めます。また、市町村や総合型地域スポーツクラブ^{*6}(以下「総合型クラブ」という。)等と連携し、子育て期を含め家族でスポーツ活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

イ 特定の年齢層・性別等をターゲットにしたスポーツイベントの開催

総合型クラブ等において、「若者デー」や「レディースデー」などを設け、特定の年齢層・性別等をターゲットにしたスポーツプログラムやスポーツイベントを開催し、スポーツ実施率の向上を図ります。

ウ スポーツを通じた地域の活性化

県は、「あいちスポーツコミッション^{*7}」を通じ、全国・世界に打ち出せるスポーツ大会を招致・育成し、地域の活性化につなげる取組を持続的に推進します。

エ 女性のスポーツ参加機会の拡充

市町村や総合型クラブ等と連携し、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を、幼少期から高齢期を通じ提供します。

*5 平成22年1月「スポーツに関する県民の意向調査」では成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.2%であった。

*6 「総合型地域スポーツクラブ」とは、複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで初心者からトップレベルの競技者まで地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて活動できるクラブ。地域住民が主体的に運営し、その運営の財源は自主財源(クラブ会員の受益者負担)を基本とする。

*7 「スポーツコミッション」とは、スポーツによる地域の活性化等を目的とした組織。

オ スポーツ実施率の低い働き盛りの世代へのスポーツ参加機会の拡充

スポーツ実施率の低い20～40歳代の働き盛り（ビジネスパーソン）の世代が積極的にスポーツに親しむことができるよう、職場において「スポーツのためのノー残業デー」を設定したり、月に1回程度、職場でスポーツ・レクリエーション活動^{*8}に取り組むことを啓発するなど、スポーツに親しむきっかけづくりに努めるとともに、働き方改革にも貢献します。

また、健康を維持するために、通勤時に“一駅分”歩くなど、日常生活に運動やスポーツを取り入れることを啓発し、運動の習慣化につながるような取組を推進します。

カ 各種スポーツ団体の育成を促進・支援するとともに、組織化された団体・クラブとの連携を図ります。

(2) 高齢者の体力づくり支援

県では、産・学・行政の協働のもとで、県民の健やかな成長といきいきとした健康長寿の実現をめざすための「健康長寿あいち宣言^{*9}」を発表し、長生きしてよかったと思える「健康長寿あいち」づくりを進めています。

生涯を通じて明るく豊かで活力のある健康的な生活を送ることは、全ての県民の願いです。県は、運動やスポーツを通じて、健康寿命を延ばし、高齢者が元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康づくりや生きがいづくりの支援を進めます。

ア 高齢者向けの各種スポーツ教室等の開催支援

市町村や関係機関、スポーツ推進委員、スポーツ団体等と連携し、ニュースポーツやウオーキング、ダンスなど、年齢や体力に関係なく、いつでも気軽に取り組み、楽しむことができる、高齢者向けの各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催を支援します。

イ 運動・スポーツプログラムの提供

県が策定した運動プログラムを活用し、より多くの高齢者が運動やスポーツに親しむことができるよう、関係機関や市町村、総合型クラブ等と連携し、手軽に継続して実施することができるよう支援します。

*8 「スポーツ・レクリエーション活動」とは、スポーツとして行われるレクリエーション活動のこと。心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われる活動としてスポーツ基本法第24条において新たに位置づけられた。

*9 「健康長寿あいち宣言」とは、県が県民の健康長寿を実現するために、平成18年3月に開催された「あいち健康の森推進会議」で賛同を得て発表した宣言で、都道府県レベルでは初の具体的数値目標を掲げている。

ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）^{*10}への選手団派遣

（社福）愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター^{*11}と連携し、高齢者の健康と生きがい、社会参加と世代間交流を深めることができるスポーツ・文化の祭典である「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」へ選手団を派遣し、豊かで活力ある長寿社会の形成を目指します。

エ 高齢者のスポーツに関する情報発信

市町村や関係機関と連携し、高齢者のスポーツの普及・啓発に努め、各種競技大会やスポーツ教室の開催情報など、高齢者のスポーツに関する情報発信に努めます。

(3) 障害者のスポーツ活動の推進

障害のある人にとってのスポーツ活動は、社会参加のための手段として、自分にも「できる」という体験から様々なことに積極的になり、生きがいや生活の質の向上、社会参加の機会増大による地域社会の活性化にもつながります。そのためにも障害のある人と障害のない人が共に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図る必要があります。また、障害者スポーツ指導員の養成・拡充、現職指導者の研修の充実だけでなく、組織間を連携調整する役割を担う、障害者スポーツをコーディネートする人材の育成も必要です。

障害者スポーツに配慮した環境整備・体制づくり（地域連携）を推進するとともに、障害のある人を含む全ての人々の心のバリアフリーや共生社会の実現が必要です。

県は、障害者スポーツの推進がスポーツ全体の推進につながり、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、全ての人々がスポーツに親しむことのできる社会の実現に必要なことから、障害のある人の幼少期から高齢期を通じ、ニーズや欲求に合ったスポーツ活動への支援に努めます。

ア 障害者スポーツ大会の開催及び支援

県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣など、障害者スポーツ振興への取組について、市町村、（社福）愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンターを始めとする各種関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、大会等の周知を含めた計画的な支援に努めます。

イ 障害者スポーツ教室の開催支援

市町村や関係機関と連携し、障害の特性に応じて、用具や競技ルールを工夫することで、障害のある人が参加しやすくなるようなスポーツ教室の開催を支援します。

*10 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」とは、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典。厚生省創立50周年を記念して、昭和63年に開始されて以来、毎年開催されている。

*11 「（社福）愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター」とは、障害者スポーツ大会の開催や指導者養成など、障害者スポーツの推進を図る組織。

ウ 障害者スポーツ指導員^{*12}の養成・拡充

関係団体や福祉関係の大学・専門学校との連携、交流を図るとともに、スポーツ推進委員や教員などにも指導者講習会や養成研修の受講を促し、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができる障害者スポーツ指導員の養成・拡充に努めます。

エ 障害のある人と障害のない人が共に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進

障害者スポーツは、障害のある人に限らず、子どもから高齢者、運動が必ずしも得意でない人まで、心身の状況や運動能力、環境に応じて誰でも取り組み、楽しむことができる新しいスポーツとして幅を拡げられる可能性があります。市町村や関係機関、スポーツ団体等と連携し、障害のある人とない人が一緒に楽しめる場をつくる人材の育成、実践プログラム等の開発を進め、共にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の充実を図ります。

オ 障害者スポーツに配慮した地域づくり

障害のある人に対して、不当な差別的取扱が禁止されていることや、合理的配慮^{*13}を行わなければならないことを踏まえ、施設管理者に対し、障害のある人のスポーツ施設の利用実態や合理的配慮の取組事例を参考に障害者スポーツへの理解を啓発し、障害のある人のスポーツ施設の利用を促進します。

市町村や関係機関と連携し、障害者スポーツへの理解を深めるとともに、障害のある人も地域の住民と一緒に気軽にスポーツを楽しむことができるような地域づくりをより一層推進します。

カ 障害者スポーツの認知度向上

障害者スポーツの普及・啓発に努め、また、各種競技大会やスポーツ教室の開催情報など、障害者スポーツに関する情報発信に努めることにより、障害者スポーツの認知度を高めます。

キ 学校現場での取組の推進

特別支援学校等への障害者スポーツ指導員の派遣を通して、在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点となることを支援することにより、身近な地域で障害のある人がスポーツに親しめるよう障害者スポーツ用具を含め、環境を整備します。

*12 「障害者スポーツ指導員」とは、スポーツを通して、障害のある人たちに体を動かすことの楽しさを伝え、身体能力の向上、さらにスポーツ技術の上達を目指して指導するアドバイザーで、(公財)日本障害者スポーツ協会が認定する資格。初級、中級、上級の三段階あり、中級以上の取得者が対象となるスポーツコーチの資格もある。

*13 「合理的配慮」については、地方公共団体等は法的義務があり、民間事業者は努力義務がある。

ク 障害者スポーツ人口の拡大

東京 2020 パラリンピックの開催により、障害者スポーツへの関心が高まるこの機会を捉え、障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を図るとともに、パラリンピアンとの交流の場を設定するなど、スポーツに関心のある障害のある人へのスポーツの普及を図ります。

(4) スポーツにおける安全の確保

スポーツ事故その他スポーツ活動によって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠です。

県は、スポーツドクターや地域の医療機関等の専門家、及び施設管理者と連携し、安心してスポーツ活動を行うための環境を整備することで、スポーツの際に生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減に努めます。

ア スポーツ施設やスポーツ用具の安全性の確保

施設管理者（指定管理者*14を含む）は、スポーツ施設やスポーツ用具の安全性を確保するため、危機管理マニュアルの作成や連絡体制を確立するなど、危機管理体制を構築し、管理者による定期的な点検や保守管理の徹底を図ること、スポーツ事故等の未然防止に努めます。

イ スポーツ外傷・障害や熱中症の予防

スポーツドクター愛知県連絡協議会や地域の医療機関等の専門家と連携し、スポーツ指導者を対象とした、スポーツ外傷・障害等の予防や対処法、熱中症の予防等の講習会を開催し、専門的知識の普及に努めます。

ウ 各スポーツ施設へのAEDの設置及び救命救急訓練の開催

スポーツを行う際には、特に生死にかかわる急な心肺停止等についても十分対処できるようにしておくことが大切です。

現在、様々な施設にAEDが設置され、地方公共団体や医療機関、スポーツ団体等によりAED設置状況の公開や、使用方法等の研修会が行われ、人命救助のために大きな力となっています。

県は、施設管理者（指定管理者を含む）と連携し、公共スポーツ施設へのAED設置を推進していくとともに、使用方法等の研修会の充実を図ります。

*14 「指定管理者」とは、指定管理者制度において地方公共団体から公の施設の管理を任される団体のこと。